

扶養親族等申告書は必ず期限までに提出しましょう

老齢年金は、所得税法により雑所得として所得税がかかるため、支払者である社会保険庁は、年金を支払う際に所得税を源泉徴収することとなっています。

所得税には各種控除がありますが、控除を受けるためには、「扶養親族等申告書」の提出が必要です。社会保険庁は、所得税の

各種控除を行うため、毎年11月中旬に課税対象者（65歳未満で年金額が108万円以上の方、65歳以上で年金額が158万円以上の方）に、扶養親族等申告書（はがき）を送付しています。

扶養親族等申告書を提出しないと、各種控除が受けられず所得税の源泉徴収税額が多くなりますので、同

*障害年金・遺族年金には税金がかからないため、扶養親族等申告書は送付されません。

*扶養親族等申告書には税金がかからないため、扶養親族等申告書は送付されません。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます

所得税法の一部改正により、平成17年分の所得の申告から、国民年金保険料を

社会保険料控除として申告する際に、一年間に納付した国民年金保険料額を証明する書類の添付等が義務付けられました。

このため、平成17年1月から9月までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額を記載した

この証明書に関するお問い合わせは、証明書表面に記載されたお問い合わせ先へお願いいたします。

証明書及び領収証書を紛失された場合は、社会保険事務所までご相談ください。

○年金相談の受付時間延長
11月7日（月）から11月12日までの5日間と、14日（月）は、県内4つの社会保険事務所で、年金相談の受付時間を19時まで延長

○休日の年金相談
11月6日（日）と12日（土）は、県内4つの社会保険事務所で、9時30分から16時まで年金相談を行っています。
問い合わせ先
高知西社会保険事務所
■875-1717

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に送付されることとなりました。

年末調整又は確定申告の際には、この証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

なお、平成17年10月から12月までの間に、本年初めて国民年金保険料を納付された方につきましては、この証明書の発送は平成18年2月上旬の予定となっています。

また、高知東社会保険事務所では、11月21日（月）と28日（月）につきましても、年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

11月6日（日）から12日（土）は「年金週間」です

年金にかかる税金のしくみ

